

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	1 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

< 令和8年6月1日 改正 >

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鳥取県指定 第3150180135号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス・第1号通所事業(通所介護相当サービス)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」もしくは「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆目次◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況.....	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
6. サービス提供における事業者の義務.....	14
7. サービスの利用に関する留意事項.....	15
8. 連帯保証人について.....	16
9. 利用料減免制度について.....	16
10. 事故発生時の対応について.....	16
11. 損害賠償について.....	16
12. 非常災害対策.....	16
13. サービス利用をやめる場合.....	16
14. 個人情報の保護・開示について.....	18
15. 虐待の防止について.....	18
16. 身体拘束について.....	18
17. 苦情の受付について.....	19
18. 重要事項説明書の内容変更について.....	20
19. 個人情報保護基本方針.....	21
20. 当施設でのご利用者の個人情報の利用目的について.....	22
21. 利用者の皆様へのお約束とお願い.....	23

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	2 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 こうほうえん
(2) 法人所在地 鳥取県境港市誠道町2083番地
(3) 電話番号 0859-45-6781
(4) 代表者氏名 理事長 廣江 晃
(5) 設立年月 昭和61年7月3日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

A：指定通所介護事業所（平成12年4月1日 鳥取県指定3150180135号）

※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ①サービス提供体制強化加算 | ②個別機能訓練加算 |
| ③生活機能向上連携加算 | ④入浴介助加算 |
| ⑤栄養アセスメント加算 | ⑥栄養改善加算 |
| ⑦口腔・栄養スクリーニング加算 | ⑧口腔機能向上加算 |
| ⑨時間延長 | ⑩若年性認知症利用者受入加算 |
| ⑪認知症加算 | ⑫中重度者ケア体制加算 |
| ⑬ADL維持等加算 | ⑭介護職員処遇改善加算 |
| ⑮科学的介護推進体制加算 | |
| ⑯感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合 | |

B：第1号通所事業（通所介護相当サービス）

（平成27年4月1日 鳥取県指定3170100147号）

※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①サービス提供体制強化加算 | ②栄養改善加算 |
| ③口腔機能向上加算 | ④一体的サービス提供加算 |
| ⑤若年性認知症利用者受入加算 | ⑥栄養アセスメント加算 |
| ⑦介護職員処遇改善加算 | ⑧生活機能向上グループ活動加算 |
| ⑨生活機能向上連携加算 | ⑩科学的介護推進体制加算 |
| ⑪口腔・栄養スクリーニング加算 | |

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	3 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

(2) 事業所の目的

デイライフゆうゆうは、介護保険法の理念に基づくと共に、高齢者が自立した生活を送れるよう、老化に伴い介護が必要となる恐れのある者に対して、通所による介護・介護予防サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 デイライフゆうゆう
(4) 事業所の所在地 鳥取県鳥取市浜坂228-1
(5) 事業所の電話番号 0857-23-6011
(6) 事業所長（管理者） 田部 真徳
(7) 当事業所の運営方針

『わたくしたちは、サービス業のプロとして、正しい情報を伝達し、自分がうけたい
保健・医療・福祉サービスの提供・改善に努めます。』

- (8) 開設年月 A：平成7年8月1日 B：平成7年8月1日
(9) 利用定員 月～土：35名 日：15名 (通所介護・第1号通所事業)
(10) 介護サービスを提供する施設、設備等の状況

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り		配置階	1階	
食堂兼 機能訓練室	172.7㎡	浴室設備の状況		トイレ設備の状況	
		個浴浴槽	0	男女別対応可能な数	1
静養室	19.74㎡	大浴槽	2	車椅子対応可能な数	6
相談室	18㎡	特殊浴槽	3機	消火設備の状況	
送迎車両	8台	リフト浴槽	0	消火器・スプリンクラー・自動火災報知器	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

鳥取市（青谷町・河原町・気高町・国府町・佐治町・鹿野町・用瀬町を除く）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日・祝日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時30分
延長サービス提供時間	午前8時00分～午前9時00分・午後4時30分～午後5時30分

※上記以外の時間でもご希望の方はご相談ください

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	4 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名(兼務)	1名	事業所運営の管理総括および、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行います
2. 生活相談員	1名(専従) 1名以上(兼務)	1名	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行ないます
3. 介護士	3名以上(専従) 1名以上(兼務)	4名	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
4. 機能訓練指導員	1名(専従) 1名以上(兼務)	1名	ご契約者の機能訓練を担当します
5. 看護師	1名以上(専従)	1名	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいたしますが、日常生活上の介護、介助もいたします
6. 歯科衛生士	1名(兼務)	1名	ご契約者の口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します

5. 当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、ご利用者等の所得により利用料金の7割・8割・9割のいずれかが介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについてはご契約者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所とご契約者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

(1) - 1

☆共通的服务

①食事（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

食事の準備、介助を行います。

当事業所では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）：12時～13時

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	5 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

②排泄

ご契約者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに排泄の自立についても、適切な援助を行います。

③送迎サービス

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、ご相談下さい。

④健康管理

ご契約者が利用時間内に身体変化が起きた場合は、ご家族に連絡の上、適切な対応を行います。

⑤レクリエーション

利用時間内を楽しく過ごしていただくため、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、機能回復にも配慮したレクリエーションを行います。

⑥介護相談

ご契約者や家族の日常生活での様々な悩みや、介護サービス等何でもご相談ください。

(1) - 2 加算サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割を追加料金としてご負担いただきます。(一定以上の所得のある方は2割・3割になります)

A：指定通所介護事業所

①サービス提供体制強化加算 (I) (II) (III)

- (I) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が70%以上であること
もしくは、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合に加算いたします。
- (II) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上の場合に加算いたします。
- (III) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が40%以上であること
もしくは、勤続7年以上の職員が占める割合が30%以上の場合に加算いたします。

②個別機能訓練加算 (I) イ ロ (II)

- (I) 機能訓練指導員を専従で配置し、ご契約者の生活意欲が増進されるよう、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で、心身の状況に応じた個別機能訓練計画を他職種共同で作成いたします。計画に基づいた機能訓練は機能訓練指導員が直接実施します。その後3か月ごとに1回以上、契約者の居宅を訪問した上で、契約者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の内容と進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行います。訓練の実施は5人程度以下の小集団又は個別で実施します。

イ…機能訓練指導員が、1名以上配置されている場合に加算いたします。

ロ…イの要件に加え、同一時間帯に1名以上機能訓練指導員を配置した場合に加算いたします。

- (II) (I) イ、もしくはロ、の要件に加え、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていることで加算いたします。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	6 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

③生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- (Ⅰ) 3月に1度を限度とし、訪問または通所リハビリテーションを実施している事業所、またはリハビリテーションを実施している200床未満の医療提供施設の理学療法士等や医師がICTを活用し、当該サービス事業所を訪問せずに、居宅を訪問し契約者の状態を適切に把握し事業所へ助言いたします。その助言をもとに、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合に加算いたします。
- (Ⅱ) 訪問または通所リハビリテーションを実施している事業所、またはリハビリテーションを実施している200床未満の医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所職員と共同で、アセスメント個別機能訓練計画の作成を行います。その後3月ごとに1回以上進捗状況进行评估し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行います。

④入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- (Ⅰ) ご契約者の身体状況に応じて一般浴槽・機械浴槽で入浴いたします。
入浴中のご契約者の見守りを含む介助を行います。
入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っています。
- (Ⅱ) (Ⅰ)の要件に加え、医師等が利用者の居宅を訪問し、契約者の浴室での動作及び浴室の環境进行评估いたします。評価を基に当該事業所の機能訓練指導員等が医師等と連携の下で、身体状況および居宅浴室環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成することで加算いたします。

⑤栄養アセスメント加算

- ・当該事業所もしくは外部との連携による管理栄養士を1名配置しており他職種共同で栄養アセスメントを実施し当該契約者又は家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じ対応いたします。
- ・また、契約者の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用していることで加算いたします。

⑥栄養改善加算

- ・ご契約者の栄養状態、摂取・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためサービスを実施します。
- ・月2回を限度とし、管理栄養士等が栄養改善サービスを提供した食事介助等を行います。
- ・また、3か月を限度として実施しますが、所定の栄養状態の改善がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。

⑦口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- (Ⅰ) 当該事業所の職員が利用開始時及び利用中6月ごとに契約者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提出した場合に加算いたします。
- (Ⅱ) 契約者が栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	7 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

した場合に加算いたします。

⑧口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- （Ⅰ）看護師等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。月2回、看護師等が口腔機能改善サービスを実施した際に料金をいただきます。3か月を限度として実施しますが、評価の結果、口腔機能の向上がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。
- （Ⅱ）（Ⅰ）の要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算いたします。

⑨時間延長加算

- ・ご利用時間が9時間以上となった場合、1時間ごとに14時間まで加算します。

⑩若年性認知症利用者受入加算

- ・適切に対応できる看護師、介護士を配置し、主治医と連携することで、若年性認知症ご契約者にふさわしい内容の支援を実施いたします。また、ご契約者・ご家族に対し、必要な相談支援・情報提供を行います。

⑪認知症加算

- ・指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2名以上確保しています。
- ・前年度又は算定日が属する月の前3か月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の15以上の場合に加算いたします。
- ・提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修を修了した者を1名以上確保しています。
- ・認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方に対して加算いたします。
- ・当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催しています。

⑫中重度者ケア体制加算

- ・指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2名以上配置しています。
- ・前年度又は算定日が属する月の前3か月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上の場合に加算いたします。
- ・提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置しています。

⑬ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- （Ⅰ）イ・全利用者の利用開始月および6か月目（6か月目にサービス利用がない場合は利用最終月）にBIを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出します。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	8 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

ロ・利用開始月の翌月から起算して6月目に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済みADL利得)について、利用者等から調整済みADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上である場合に加算いたします。

- (Ⅱ) (Ⅰ) イの要件を満たし、評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が2以上である場合に加算いたします。
- (Ⅲ) 評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が0以上である場合に加算いたします。評価対象利用者等は(Ⅰ)(Ⅱ)と異なります。

⑭ 介護職員処遇改善加算

・サービスを実施する上で国の定める基準に適合している場合に加算いたします。

《介護職員処遇改善加算》とは

平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による、賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該交付金を介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善・資質向上・キャリア形成・労働環境整備に充てることを目的に創設されたものです。

⑮ 科学的介護推進体制加算

- ・事業所のすべての利用者に係るデータ(ADL・栄養・口腔等30項目)を横断的に厚生労働省に提出いたします。(少なくとも3月に1回)
- ・提出後のフィードバックに基づき、事業所の特性やケアの在り方等の検証、利用者のケアプランや計画への反映、事業所のPDCAサイクルの推進・ケアの質向上の取組を評価する事で加算いたします。

⑯ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合

- ・感染症や災害の影響により延べ利用者数の減少が生じた月の実績が、前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合に加算いたします。

B：第1号通所事業(通所介護相当サービス)

① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

- (Ⅰ) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が70%以上であることもしくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合に加算いたします。
- (Ⅱ) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上の場合に加算いたします。
- (Ⅲ) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が40%以上であることもしくは勤続3年以上の職員が占める割合が30%以上の場合に加算いたします。

① 栄養改善加算

- ・管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂取・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためサービスを実施します。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	9 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイルイフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

③口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- （Ⅰ）看護師等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。月2回、看護師等が口腔機能改善サービスを実施した際に料金をいただきます。3か月を限度として実施しますが、評価の結果、口腔機能の向上がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。
- （Ⅱ）（Ⅰ）の要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算いたします。

④一体的サービス提供加算

- ・運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供する場合に加算いたします。各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討いたします。

⑤若年性認知症利用者受入加算

- ・適切に対応できる看護師、介護士を配置し、主治医と連携することで、若年性認知症ご契約者にふさわしい内容の支援を実施いたします。また、ご契約者・ご家族に対し、必要な相談支援・情報提供を行います。

⑥栄養アセスメント加算

- ・当該事業所もしくは外部との連携による管理栄養士を1名配置しており他職種共同で栄養アセスメントを実施し当該契約者又は家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じ対応いたします。また、契約者の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用する事で加算いたします。

⑦介護職員処遇改善加算

- ・サービスを実施する上で国の定める基準に適合している場合に加算いたします。

《介護職員処遇改善加算》とは

平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による、賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該交付金を介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善・資質向上・キャリア形成・労働環境整備に充てることを目的に創設されたものです。

⑧生活機能向上グループ活動加算

- ・6名以下の小集団で生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を実施した際に加算いたします。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	10 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

⑨生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）

（Ⅰ）3月に1度を限度とし、訪問または通所リハビリテーションを実施している事業所、またはリハビリテーションを実施している200床未満の医療提供施設の理学療法士等や医師がICTを活用し、当該サービス事業所を訪問せずに、居宅を訪問し契約者の状態を適切に把握し事業所へ助言いたします。その助言をもとに、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合に加算いたします。

（Ⅱ）訪問または通所リハビリテーションを実施している事業所、またはリハビリテーションを実施している200床未満の医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所職員と共同で、アセスメント、個別機能訓練計画の作成を行います。その後3月ごとに1回以上進捗状況を評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行います。

⑩口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（Ⅱ）

（Ⅰ）当該事業所の職員が利用開始時及び利用中6月ごとに契約者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提出した場合に加算いたします。

（Ⅱ）契約者が栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合に加算いたします。

⑪科学的介護推進体制加算

- ・事業所のすべての利用者に係るデータ(ADL・栄養・口腔等30項目)を横断的に厚生労働省に提出いたします。(少なくとも3月に1回)
- ・提出後のフィードバックに基づき、事業所の特性やケアの在り方等の検証、利用者のケアプランや計画への反映、事業所のPDCAサイクルの推進・ケアの質向上の取組を評価する事で加算いたします。

<サービスの利用頻度>

☆第1号通所事業（通所介護相当サービス）をご利用の方は、利用する曜日や内容等については、介護予防サービス・支援計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、通所介護計画に定めます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

- ・ご契約者に提供する食事の材料費や調理用にかかる費用です。

②飲み物・おやつ代

- ・ご契約者に提供するおやつや飲み物にかかる費用です。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	11 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

③レクリエーション、クラブ活動

- ・ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

④複写物の交付（コピー代）

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥その他

- ・経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) <サービス利用料金>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護状態に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護状態区分に応じて異なります。）

① 共通サービス

A：指定通所介護事業所（☆1日当たりの料金：1割負担の方） <事業所規模：通常規模>

要介護度 提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間	370円	423円	479円	533円	588円
4～5時間	388円	444円	502円	560円	617円
5～6時間	570円	673円	777円	880円	984円
6～7時間	584円	689円	796円	901円	1,008円
7～8時間	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
8～9時間	669円	791円	915円	1,041円	1,168円

※事業所と同一建物からご利用する方に対する減算（所定単位数から一日につき94円を減算）

※事業所が送迎を行わない場合の減算（片道につき47円を減算）

※介護保険外で利用される場合は実費（10割負担）となります

B：第1号通所事業（通所介護相当サービス）基本料金（☆1割負担の方）

要支援1・事業対象者	週1回程度	436円/回
	月4回超えの場合	1,798円/月
要支援2	週1回程度	436円/回
	月4回超えの場合	1,798円/月
要支援2	週2回程度	447円/回
	月8回超えの場合	3,621円/月

※事業対象者とは基本チェックリストにより事業対象の認定を受けた方を指す

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	12 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

※要支援1・事業対象者で週1回を超える利用、要支援2で週2回を超える利用については実費（10割負担）となります

※事業所と同一建物からご利用する方に対する減算

（所定単位数から一月につき 週1回程度ご利用の場合：376円 週2回程度ご利用の場合：752円を減算）

※事業所が送迎を行わない場合の減算（片道につき47円を減算）

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

② 加算対象サービス

A：指定通所介護事業所（☆1日当たりの料金：1割負担の方）

加算項目	加算料金	加算項目	加算料金
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	中重度者ケア体制加算	45円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56円/日	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76円/日
入浴介助加算（Ⅰ）	40円/日	入浴介助加算（Ⅱ）	55円/日
口腔機能向上加算（Ⅰ） （1月に2回を限度）	150円/日	口腔機能向上加算（Ⅱ） （1月に2回を限度）	160円/日
栄養改善加算（1月に2回を限度）	200円/日	認知症加算	60円/日
若年性認知症利用者受入加算	60円/日		
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合		基本報酬（①共通のサービス）の3% 円/日	

（☆1月当たりの料金：1割負担の方）

生活機能向上連携加算（Ⅰ） （3月に1回を限度）	100円/月	生活機能向上連携加算（Ⅱ）→ 個別機能訓練加算算定時 →	200円/月 100円/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	30円/月	ADL維持等加算（Ⅱ）	60円/月
ADL維持等加算（Ⅲ）	3円/月	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円/月
栄養アセスメント加算	50円/月	科学的介護推進加算	40円/月

（☆6月当たりの料金：1割負担の方）

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） （6月に1回を限度）	20円/日	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （6月に1回を限度）	5円/日
---------------------------------	-------	---------------------------------	------

時間延長（9時間～14時間）を希望される時

算定対象時間	加算料金	算定対象時間	加算料金
合計 9～10時間	50円	合計 11～12時間	150円
合計 10～11時間	100円	合計 12～13時間	200円
合計 13～14時間	250円		
加算項目	加算料金		
介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）	1か月間で利用された介護保険料（①-A+②-A）の12.0%		

- ・上記自己負担額の金額は介護保険証及び負担割合証の負担割合に準じて算定します
- ・自己負担割合が2割、3割の方には別途自己負担分を提示し、料金説明をさせていただきます
- ・介護保険外で利用される場合は実費（10割負担）となります

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	13 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

B：第1号通所事業（通所介護相当サービス）

（☆1か月当たりの料金：1割負担の方）

加算項目		加算料金	加算項目	加算料金
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	週1回の通所	72円	一体的サービス提供加算	480円
	週2回の通所	144円	生活機能向上グループ活動加算	100円
口腔機能向上加算（Ⅰ）		150円	口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円
栄養改善加算		200円	若年性利用者受入加算	240円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100円	栄養アセスメント加算	50円
科学的介護推進体制加算		40円	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ口）		1か月間で利用された介護保険料(①-B+②-B)の12.0%		

（☆6か月当たりの料金：1割負担の方）

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） (6月に1回を限度)	20円/日	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） (6月に1回を限度)	5円/日
---------------------------------	-------	---------------------------------	------

- ・上記自己負担額の金額は介護保険証及び負担割合証の負担割合に準じて算定します
- ・自己負担割合が2割、3割の方には別途自己負担分を提示し、料金説明をさせていただきます
- ・介護保険外で利用される場合は実費（10割負担）となります

③ 自費料金（☆共通項目）

自費項目	自己負担額	自費項目	自己負担額
食費	650円	コピー代	10円
飲み物・おやつ代	100円	レクリエーション・クラブ活動材料代	実費
おむつ代 M	100円	リハビリパンツ M	100円
おむつ代 L	120円	リハビリパンツ L	120円
パット代	30円		

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割又は3割になります。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（3）の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	14 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

ア. 下記指定の口座への振り込み

山陰合同銀行 城北出張所 普通預金 2389031

社会福祉法人こうほうえん デイサービスセンターいなば幸朋苑 理事長 廣江 晃

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

振替日は20日（休日の場合は翌日）です

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービス等の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出ください。

☆利用予定日の前日までに申し出なく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として利用日に要する予定だった費用をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

☆降雪等の急な気象状況の悪化等により、やむを得ず、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要し、サービス提供時間内に影響が生じた場合においても、計画上の単位数を算定させ頂く場合があります。

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

B：第1号通所事業（通所介護相当サービス）

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が通所介護計画に定めた実施回数、時間数等と大幅に異なる場合には、介護予防支援事業者との調整のうえ、介護予防サービス・支援計画の変更又は要介護認定の変更申請の援助等必要な支援を行います。

☆ご契約者の体調不良や状態の改善等により、通所介護計画に定めた期日よりも利用が少なかったり多かったりした場合でも、日割りでの割り引きまたは増額はしません。

☆月ごとの定額制となっている方は、月の途中から利用を開始した場合や、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則日割り計算は行いません。

一 月途中で要支援 ⇄ 要介護に変更になった場合

二 月途中で要支援1 ⇄ 要支援2に変更になった場合

三 同一保険者管内での転居などにより事業所を変更した場合

四 月の一部の期間が公費適用期間であった場合

五 同月内に「介護予防短期入所生活介護」、「介護予防短期入所療養介護（老健）（医療）」、「介護予防認知症共同生活介護（短期利用）」のいずれかのサービスを利用した場合

※加算部分に対する日割り計算は行いません

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）については、月途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた料金で計算いたします

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	15 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ④ ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

7. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）
 - ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (2) 喫煙
 - ・館内は禁煙となっております。喫煙スペースは設けておりません、予めご了承下さい。
- (3) 外出
 - ・一旦事業所に来所いただいた場合、ご自分で外出されるのはご遠慮ください。
 - ・徘徊行動のある方は、事前に事業所にその旨をお知らせください。
- (4) 所持品の管理
 - ・ご自分の物（現金、貴重品を含む）はご自分で管理をお願いします。盗難等がありましても事業所では責任を負いかねます。
 - ・ご自分で管理できない方は、その旨を事業所にお知らせください。
- (5) 伝染性疾患等の情報提供
 - ・ご契約者が他に感染の恐れのある病気に感染した疑いがある場合には、病院受診等していただくと共にその旨を事業所までご連絡をお願いします。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	16 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

(6) 健康上の理由による中止

- ・風邪、病気や感染症の疑い（発熱・嘔吐・下痢症状がある場合）の際には、サービスの提供をお断りすることがあります。（病状の急変（裂傷による通院や疾病悪化による入退院）や感染症等発症（インフルエンザ・ノロウイルス他）の連絡等重要な事項など利用者及び家族が報告の義務を怠った場合）
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は、中止することがあります。（熱発や血圧等が異常に高い場合・意識障害が低下した場合）その場合、緊急連絡先のご家族の携帯電話等に連絡の上、適切に対応します。
- ・ご利用中に、体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。又、必要に応じて速やかに主治医の医師等に連絡を取る等、必要な措置を講じます。原則として施設より医療機関への受診を伝えられた場合は、ご家族でかかりつけ医への受診対応をお願いします。

8. 連帯保証人について（契約書第21条参照）

ご契約者が医療機関を受診する場合の手続きが円滑に進行するようご協力いただきます。ご契約者の通所利用料等の費用負担について、ご契約者と連帯して支払いの責任を負っていただきます。極度額は、150,000円とします。

9. 利用料減免制度について

当施設では、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の適用施設となります。対象基準に該当の方にご利用いただけます。詳細は、相談員にご照会ください。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族・関係機関に連絡を行うと共に必要な措置を行います。

11. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所は、社会福祉施設総合損害補償「損害賠償保険（しせつの共済）」に加入しております。

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

12. 非常災害対策

災害時等における事業継続計画（BCP）を策定し、可能な限り業務が維持・継続できるよう図るものとし、定められた訓練を行います。また、事業継続計画は定期的に見直しを行うものとし、

13. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	17 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。
(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②ご契約者が介護保険施設に入居された場合
- ③要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑧事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解除・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅支援計画」・「介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業所もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者及びそのご家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はハラスメント等著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) ご契約者の事情により、3か月以上ご利用のない場合は、本契約を解除させていただきます。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	18 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

14. 個人情報の保護・開示について

(1) 法人で定める、「個人情報保護基本方針」に従い、最大限の配慮を行いません。また、ご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、担当窓口を定め責任ある対応に努めます。

担当窓口は『17. 苦情の受け付けについて（1）当事業所における苦情の受付』と同じです。

(2) 当事業所の職員は、サービス担当者会議（テレビ・電話装置などを利用した場合も同様）において、利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は当該利用者あるいは家族等の同意をあらかじめ得ます。

15. 虐待の防止について（契約書第24条参照）

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

デイライフゆうゆう 田部 真徳

(2) 虐待防止委員会を設置し定期的開催すると共に、年1回以上の研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

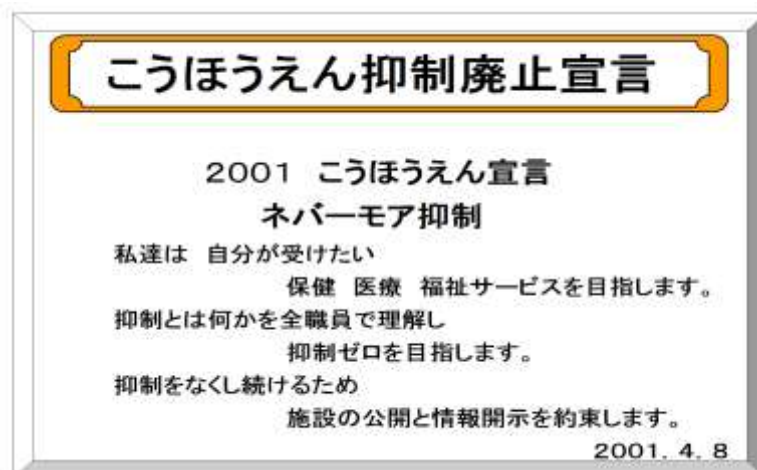
(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16. 身体拘束について

当施設では、ご利用者に対する身体拘束を廃止する為、下記に掲げる「抑制廃止宣言」を提示しています。



文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	19 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

17. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

苦情解決は申出を受けて1日以内にその対応に着手する事を原則とし、受付から事実確認・解決方法の検討・管理者の決裁・関係者との連携・改善についての利用者確認の流れで行ない、その全てを記録に残す事とします。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口 担当

デイライフゆうゆう

管理者 田部 真徳

電話 0857-23-6011

FAX 0857-23-6613

- ・苦情解決責任者

総合施設長 藪本 剛

電話 0857-23-6011

FAX 0857-23-6613

- ・受付時間 毎日午前8時30分から午後5時30分

- ・苦情受付箱（ご意見箱）を玄関に設置しています。

ご意見・ご要望・お褒め・お叱り等、何でもご自由にご投函・ご活用ください

(2) 法人総合 ご利用者相談・苦情担当

櫻井 伸哉

フリーダイヤル 0120-418-658 (ヨイハーロウゴハ)

(3) 次の方法でご意見をお寄せいただくこともできます。

メール E-mail:welfare@kohoen.jp

こうほうえんホームページ <http://www.kohoen.jp>

(4) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。

直接施設ではなく、委員の方に書面で申し出いただくことも出来ます。

<第三者委員一覧>

氏名	連絡先	
澤田 博隆	〒680-0002 鳥取市浜坂東1-16-20 (FAX 0857-23-2287)	ふれあいの橋の会 文書のみで受付
橋本 京子	〒680-0801 鳥取市松並町2-270-4 (※郵送のみ)	城北地区社会福祉協議会 福祉コーディネーター

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	20 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

下記の機関でもご相談いただけます。ご利用ください。

(5) 行政機関その他苦情受付機関

鳥取市役所 福祉部 長寿社会課 介護保険係	所在地 〒680 - 0823 鳥取市幸町 71 番地 電話番号 0857-30-8212 FAX 0857-20-3906 受付時間 午前8時30分～午後5時00分 土日・祝日、年末年始は休み
鳥取県国民健康保険団体連合会 介護保険室(苦情相談窓口)	所在地 〒680 - 0061 鳥取市立川町 6-176 鳥取県東部総合事務所5階 電話番号 0857-20-2100 FAX 0857-29-6115 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 土日・祝日、年末年始は休み
鳥取県社会福祉協議会 (鳥取県福祉サービス運営適正化委員会)	所在地 〒689 - 0201 鳥取市伏野 1729-5 電話番号 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 土日・祝日、年末年始は休み
岩美町役場 健康福祉課	所在地 〒681 - 8501 岩美郡岩美町浦富 675-1 電話番号 0857-73-1322 FAX 0857-73-1344 受付時間 午前9時～午後5時 土日・祝日、年末年始を除く
八頭町役場 介護保険係	所在地 〒680 - 0463 八頭郡八頭町宮谷 254-1 電話番号 0858-72-3555 FAX 0858-72-3565 受付時間 午前9時～午後5時 土日・祝日、年末年始を除く
三朝町役場	所在地 〒682 - 0195 東伯郡三朝町大字大瀬 999-2 電話番号 0858-43-1111 FAX 0858-43-0647 受付時間 午前9時～午後5時 土日・祝日、年末年始を除く

18. 重要事項説明書の内容変更について

1. 施設経営法人、2. ご利用施設、3. 当施設が提供するサービスと利用料金を除く事務的内容変更の場合、変更部分を説明する書面を交付し1か月以内に異議の申し出がなければ同意いただいたものとみなします。

※利用料金について、介護報酬改定に伴う変更は事務的内容変更とします。

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	21 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイレイフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

個人情報保護 別紙6

社会福祉法人こうほうえん 個人情報保護基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人こうほうえんは、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることをお約束いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得ることとします。
- (3) 個人情報の利用について、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。また、ご利用者の許可なく、その情報を第三者に提供、提示いたしません。
 - ① ご利用者の同意を得た場合
 - ② 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
 - ③ 法令により情報提供を義務づけられた場合

3. 安全性確保の実践

- (1) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。
- (2) 当法人は、個人情報の保護の取り組みを全役職員等に周知徹底するために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うように要請します。
- (3) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問合せ窓口

当法人が保有する個人情報について、ご利用者の皆様が「個人情報についての取扱いに関する同意」「個人情報の開示請求」「個人情報の訂正、削除、利用停止」に対する権利があります。これらについてのご質問やお問合せ、あるいは依頼については以下の窓口でお受けいたします。

受付窓口 こうほうえん各事業所 個人情報担当窓口

担当：田部 真徳

令和 6 年 11 月 1 日

社会福祉法人こうほうえん

理事長 廣 江 晃

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	22 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイルイフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25 版		承認	廣江晃

当施設でのご利用者の個人情報の利用目的について

社会福祉法人こうほうえん いなば幸朋苑
総合施設長 藪本 剛

当施設では、ご利用者の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の配慮をいたします。なお、疑問、不明な点等がございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

1. 施設内部での利用目的

- (1) ご利用者に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 入退居時の施設管理
- (4) 会計・経理
- (5) 事故等の報告
- (6) 当該ご利用者への介護サービスの向上
- (7) 外部からの受け入れ(実習・見学等)への協力
- (8) 介護の質の向上を目的とした施設内研究
- (9) その他、ご利用者に係る管理運営業務

2. 施設外部への情報提供としての利用目的

- (1) ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
- (2) ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (3) 検体検査業務等の業務委託
- (4) ご家族等への心身の状況説明
- (5) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (6) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (7) 事業者から委託を受けた健康診断に係る結果通知
- (8) 賠償責任保険等に係る、保険会社等への相談または届出等
- (9) その他、ご利用者への介護保険事務に関する利用

3. その他の利用目的

- (1) 介護・福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 学生等の実習への協力
- (3) 介護の質の向上を目的とした施設内外研究
- (4) 外部監査機関への情報提供

※ 上記のうち、他の機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※ これらのお申し出は、いつでも撤回、変更等を行うことができます。

担当窓口： **田部 真徳** (0857-23-6011)

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	23 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

利用者の皆様へ

お約束とお願い

社会福祉法人こうほうえんの職員は、利用者の皆様がこうほうえんでの保健・医療・福祉サービスにおいて人として尊重され、よりよい信頼関係のもとに安心して過ごすことができるよう、利用者の皆様へお約束とお願いをいたします。

社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 晃

お約束

- 1 利用者の皆様は、いかなる状況にあっても人格的に尊重されます。
- 2 利用者の皆様は、個々に応じたケア・治療・保育・障がい支援などのサービスを受けることができます。
- 3 利用者の皆様は、正しい情報を得ることができ、各種サービスを選ぶことができます。
- 4 利用者の皆様の個人情報を守り、プライバシーを尊重します。
- 5 利用者の皆様は、人種・信条・性別・社会的身分等によって差別されることなくサービスを受けることができます。
- 6 利用者の皆様は、意向に沿ったサービス計画の作成に参加することができます。

～なお、以上のお約束に反する職員がおりましたら、遠慮なくお申し出ください～

お願い

- 1 こうほうえんの職員は法人の財産です。サービス提供においては誠心誠意対応しますが、それを越えた要求に関しては応じかねることがあります。職員に対しても思いやりを持って接していただきますようお願いいたします。
- 2 施設には多数の利用者がおられます。共に安心して過ごせるようご協力をお願いいたします。
- 3 訪問・面会・お見舞い等に際しては、他の利用者の皆様にご迷惑がかからないようお願いいたします。
- 4 暴力行為・暴言・誹謗中傷・ハラスメント・過度の飲酒等、目に余る行動をされた方には、退所またはサービス提供のお断りをする場合があります。

注：「利用者の皆様」とは、施設では「利用者および家族」、病院では「患者および家族」、保育園では「園児および保護者」のことを言います。



社会福祉法人 こうほうえん

文書番号	4TSI-08201	社会福祉法人こうほうえん	項	24 / 24
発行日	2026/6/1	重要事項説明書 デイライフゆうゆう (通所介護 第1号通所事業)	起案	田部真徳
版	25版		承認	廣江晃

第三者評価の実施について

- (1) 実施の有無 : 有・無
- (2) 実施した直近の年月日 :
- (3) 実施した評価機関の名称 :
- (4) 評価結果の開示状況 :

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める規定」および
「個人情報の利用について、利用者に説明を行いました

事業者	事業所名	デイライフゆうゆう
	説明者	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

ご利用者	住所	
	氏名	

連帯保証人	住所	
	氏名	(本人との関係:)
利用者 署名代行 (代行の場合のみ) (どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> し、代筆の場合は理由をご記入ください)	<input type="checkbox"/> 代筆 <input type="checkbox"/> 代理	代筆理由

(代筆:ご本人が契約等の行為を理解できる場合 代理:ご本人が契約等の行為を理解できない場合)

※本人署名困難な場合のみ代諾者として、連帯保証人による代理署名もしくは代筆・連名にて有効とする
 ※事業者、契約者が各1通を保有する